

2012年7月11日  
郵便事業株式会社  
郵便局株式会社

## 平成24年7月に発生した大雨による災害に対する日本郵政グループの救援対策

平成24年7月に大分県及び福岡県において発生した大雨による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、この度の大雨により被災された皆さまへの救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

### 【1 災害義援金に関する取扱い】

1 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間  
別紙のとおり

#### 2 取扱条件

- (1) 内容品  
現金
- (2) 取扱い  
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示  
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (4) その他
  - ア 個人から差し出されたもの
  - イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

### 【2 郵便物に関する取扱い】

被災者が差し出す郵便物の料金免除を別紙のとおり実施いたします。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電話：03-3504-9798（直通） FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 経営企画部 渉外室（報道担当） 電話：03-3504-4127（直通） FAX：03-3508-9736	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） [受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]